

吹田市青少年問題協議会会議録（議事要旨）

- 開催日時 平成29年9月4日（月） 午後2時30分から午後4時
- 場 所 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館（ゆいぴあ）4階 多目的会議室
- 出席者 赤尾会長、伊藤委員、永井委員、川上委員、村上委員、西委員、山本委員
- 事務局 橋本児童部長、増山児童部次長、木戸地域教育部長、落地域教育部次長、
前田夢つながり未来館副館長・青少年室長兼務、杉本青少年活動サポートプラ
ザ所長、西田青少年室参事、小川青少年室主幹、土井青少年室主査、西佛青少
年室主査、藤井青少年室係員
- 傍聴者 なし
- 議 題 （1）吹田市子ども・若者支援地域協議会について
（2）その他

議事準備として

- ・地域教育部長より委嘱状の伝達
- ・地域教育部長挨拶
- ・配布資料確認
- ・会長及び委員紹介
- ・出席職員紹介
- ・会長挨拶
- ・吹田市青少年問題協議会規則改正について事務局より説明

説明内容

吹田市青少年問題協議会規則の改正についてご説明申し上げます。

この青少年問題協議会は、本日参考資料としてもお配りしています「地方青少年問題協議会法」に規定されていますように「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について調査審議を行うこと、また、その施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」を目的に設置された機関になります。そしてこれまで、この青少年問題協議会の事務は、市長の附属機関として当時のこども部、現在の児童部が所管しておりましたが、28年度の市の組織改正に伴って、教育委員会の青少年室に事務を移管して、補助執行することになりました。

そして今回、教育委員会に移管してから最初の開催ということもあり、他の附属機関との関係を整理するとともに、委員数を減らし、より議論しやすい体制を構築するために見直しを行いました。中身としましては、資料2の中にあります、「協議会規則の改正前・改正後対照表」の資料をご覧ください。

今回は、組織について定めた規則の第2条を改正することになりますが、まず、第1項中の「会長及び委員14人以内」を「7人以内」に改めて、第2項第4号中の「市内

の」という文言の次に「青少年の健全育成を目的とする」という文言を加えて、人数も「10人以内」から「4人以内」に改めました。

これについては、ご存知のように青少年を取り巻く社会環境が、この青問協が出来た昭和48年当時と現在では変わってきております。

一般的に青少年問題というのは、青少年の生活や意識に関すること全般を対象として、それに関して望ましいところを伸ばしていこうとする側面と、逆に望ましくないところを是正していこうとする側面の両面があるとされています。

中でも当時は、どちらかと言えば青少年にとって望ましくない側面がクローズアップされて、場合によってはそれを取り締まるといった発想が先行する傾向にありましたが、それが今般では、青少年にとって望ましい側面を重視して、それを意図的に伸ばしていこうとする、言わば健全育成を重視する方向にシフトしてきています。そこで、今回の改正でも、望ましいとされる行為を健全育成や啓発活動で提示して、非行を予防していくために、普段からそれに関わっておられる関係団体の皆様から重点的にご意見をいただくように、組織を改めさせていただいたところでございます

また、第5号では公募による市民委員を「2人以内」から「1人以内」に改めております。

・副会長選出

川上委員を副会長に選出

・副会長挨拶

<議 事>

(赤尾会長)

それでは、これより私の方で議事の進行をさせていただきます。

現在委嘱された委員数は7名で、本日出席の委員は6名です。

本協議会規則第4条の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告させていただきます。

本日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

(事務局)

本日、傍聴希望の方はいらっしゃいません。

(赤尾会長)

それでは、議事に入ります。

議題(1) 吹田市子ども・若者支援地域協議会について、説明をお願いいたします。

(青少年活動サポートプラザ杉本所長)

青少年活動サポートプラザ所長の杉本でございます。

子ども・若者支援地域協議会についてご説明させていただきます。

まず、設置の背景としましては、近年、子供・若者を巡る環境が悪化し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子供・若者の問題が深刻化しております。こうした背景から、平成 22 年 4 月に国において子ども・若者育成支援推進法を制定いたしまして、社会生活を営むうえで困難な状況にある 30 代までの子供・若者を対象に早期、継続的且つ包括的な支援を行い、職業的、社会的自立を支える仕組みとして、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを設置することを地方公共団体に課してまいりました。

次に、吹田市子ども・若者支援地域協議会の設置の経過としましては、先ほど申し上げましたように「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議が平成 23 年未だ開館時より保健所から移管されまして、ひきこもりの方の支援をしてまいりました。この「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議をベースに子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会を設置し、支援の対象をひきこもりの他ニートや不登校、非行、また将来新たに問題とされるかもしれないケースを含めまして、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子供・若者を対象として、新たな関係機関にご参加いただき、新たなスタートを切ったところでございます。

「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議につきましては、公的機関 17 機関と NPO などの 7 機関の計 24 機関で構成されていたのですが、今回新たに構成機関として矯正・更生保護機関等を加えまして 28 機関で子ども・若者支援地域協議会を発足いたしました。

また、後ほど詳しくご説明しますが、この協議会は代表者会議と実務者会議、個別検討会議の三層構造となっております。

なお、協議会は法定機関の設置になり、子ども・若者総合相談センターの設置は努力義務となっており、青少年活動サポートプラザの青少年相談事業を行っている「ぷらっとる一む吹田」がセンターの役割を担っております。また、子供・若者支援調整機関は青少年活動サポートプラザで担っております。平成 27 年からの準備を経て平成 29 年 3 月 1 日付で子ども・若者育成支援推進法施行規則に基づいて公示を行い、設置いたしました。

地域協議会の全国的な設置状況ですが、平成 29 年 2 月 1 日現在で都道府県では 72.3%、政令指定都市では 70%設置されております。ただ、市区は 4.9%、町村に至っては 0.9%、自治体全体でもまだ 5.3%の設置に留まっております。本市が 3 月 1 日に設置した段階では、全国で 102 番目、大阪府では 5 番目の設置になります。大阪府では、本市のほか大阪府、堺市、茨木市、豊中市が設置しております。また、現在枚方市が設置に向けて準備中というところでございます。

続きまして、吹田市子ども・若者支援地域協議会の構成機関ですが、先ほど申し上げましたように 28 機関となります。分野としては、教育、福祉、医療・保健、矯正・更生保護、

労働、その他 NPO 法人を含めて 28 機関となります。地域協議会のイメージ図をご覧ください。丸い円が地域協議会の会議になり、調整機関を青少年室が担い、教育、医療・保健、福祉、また今は入っておりませんが学識経験者、矯正・更生保護の団体で構成しております。その中に代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっております。また、多岐に及ぶ相談をどこへ相談したらよいかわからないという時に、まずは総合相談センターである「ぷらっとる一む吹田」にご相談いただき、適切な機関へ繋がせていただく、複数の機関で対応する、「ぷらっとる一む吹田」で対応させていただくという形で、たらいまわしにならないようワンストップ機能を果たすことが求められております。ただ、もちろんそれぞれの機関でも相談を受けておられますので、総合相談センターを必ずしも通さなければ相談が受けられないということではなく、直接、構成機関の中の相談機関にご相談いただくこともできます。もしその中で複数の機関で対応する必要があるケースについては、連携して対応していくということになっています。

地域協議会の三層構造ですが、代表者会議は原則年 1 回の開催となっております。代表者会議は、協議会の基本的な運営方針の決定など、実際の担当で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備を行うものであり、代表者レベルでの連携を深めるとともに、本市における子供・若者の相談状況について情報交換し、関係者との共通認識を図るものです。先ほど 28 の構成機関がありましたが、新たに加盟する場合には調整機関で精査して代表者会議に諮り加盟していただく流れになります。次に実務者会議は年 2 回以上開催することとなっております。各機関の相談員や実務者が入る会議になります。関係機関の担当者によって構成し、協議会の目的を達成するため、関係機関との支援の実施状況及び役割分担に関する情報の交換を行うこととなっております。実務者会議につきましては、ケースの定期的な支援状況の進行管理やそれぞれの機関の役割の明確化や情報交換などを行っています。三番目が個別ケース検討会議ですが、これは必要に応じて随時開催することとなっております。個々の子供・若者の支援にあたる関係機関等の関係者によって構成し、当該子供・若者の支援に対して協議するというものです。個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定、認識の共有を行っています。2 機関で開催することもありますし、より複数で専門機関も含めた会議になる場合もあります。

次に調整機関は、先ほども申しあげましたように青少年室が指定されております。役割に関しては、協議会の事務の総括に関する事、関係機関との連携・調整に関する事、個別ケース検討会議における関係機関の選定に関する事、個別ケース検討会議に基づく支援の情報把握及び進行に関する事となります。調整機関については多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために、協議会の事務局的な役割を果たすところとなります。運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関との連絡調整、個別ケース記録の管理等の役割を担っています。

続きまして、吹田市子ども・若者総合相談センターですが、吹田市では「社会的ひきこ

もり」吹田市ネットワーク会議より総合相談窓口の役割を担っていた「ぷらっとる一む吹田」が引き続きセンターとしての役割を担うことになりました。「ぷらっとる一む吹田」は夢つながり未来館 2 階にございまして、従来より青少年の相談を受けております。開所時間は月曜から土曜までが午前 10 時から午後 10 時、日曜祝日が午前 10 時から午後 6 時までとなっており、年末年始を除いて年中無休となっております。相談員の配置は、臨床心理士 6 名、社会福祉士 3 名、キャリアカウンセラー 1 名となっております。

今回の子ども・若者支援地域協議会のベースとなった「社会的ひきこもり」吹田市ネットワーク会議との違いについてご説明いたします。まず、設置の趣旨ですが、ネットワーク会議は「吹田市内の各機関が相互に連携し効果的な支援を行う」に対して、地域協議会は「社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子供・若者の問題を、さまざまな機関がネットワークを構成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う。」となっております。次に対象ですが、ネットワーク会議はひきこもりの方を対象にしておりましたが、地域協議会ではひきこもりだけでなく、社会的無業者（ニート）や不登校を含む社会生活を営むうえで困難を有する子供・若者となっております。対象年齢は、地域協議会は 39 歳までとなっております。位置づけとしましては、ネットワーク会議は要項で定めておりましたが、地域協議会は子ども・若者育成支援推進法に基づき要項を制定し、公示しております。構成メンバーについては、ネットワーク会議は教育、福祉、医療・保健、雇用関係でしたが、地域協議会ではそれをベースにひきこもりだけでなく不登校や非行など、困難を有する子供・若者に対応できるよう、矯正・更生保護の分野や今後は学識経験者も加えていくことも考えております。運営方法ですが、ネットワーク会議は担当者が集まる実務者会議を行っておりましたが、地域協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造になります。役割分担は、ネットワーク会議の役割を引き継ぎ、調整機関は青少年室、総合相談センターは「ぷらっとる一む吹田」になります。大きく変わるのが次の秘密保持、個人情報に関する部分ですが、ネットワーク会議では地方公務員法に定める罰則で、1 年以下の懲役または 3 万円以下の罰金となっておりましたが、地域協議会では子ども・若者育成支援推進法に基づき、1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金と、かなり重い罰則となっております。また、個人情報の提供につきましても、相談機関へ繋ぐ場合でも今までは特に決まった様式はなく口頭でご本人の承諾を得て繋いでいく状況だったのですが、子ども・若者育成支援推進法では同意書の様式が決まっており、それを使って個人情報の提供の同意を取ることとなっております。

子ども・若者支援地域協議会の初年度の事業といたしまして、代表者会議につきましては 6 月 1 日（木）に開催いたしました。18 機関 22 名の参加をいただいております。また、同じ日に第 1 回実務者会議を開催させていただき、27 機関 44 名のご参加をいただいております。また、共催事業としまして、6 月 23 日（金）に吹田市子ども・若者支援地域協議会設置記念事業として一般公開講座「ひきこもりにどう光を見出すか 理解と支援と関わり方のコツ」と題して天理大学大学院臨床人間学研究課教授の千原雅代先生をお呼びし、

29名の参加がありました。今後の予定ですが、9月30日（土）2時半から4時半で「ひきこもりの事例と対策 さまざまな青年の事例を交えて」というテーマで、大阪経済大学人間学部客員教授で精神科医で臨床心理士である平井孝雄先生にご講演いただくことになっております。また、11月11日（土）にチャイルドラインすいたの方にお話ししていただく予定になっております。実務者会議の第2回目は1月下旬に開催する予定となっております。第1回目は各団体の紹介をしていただいたのですが、第2回目は事例検討やケース検討会議の報告等を予定しております。また、共催事業として、1月27日に家族教室として、ひきこもり経験のあるNPO法人グローバル・シッパスこうべ理事長の森下徹さんとNPO法人ウィークタイの泉翔さんにお話をさせていただきます。

それから、現在吹田市子ども・若者支援地域協議会で取り組んでいる連携の事例についてですが、構成機関との連携・交流として、6月1日の実務者会議で府立北淀高等学校へ生徒を対象としたSST（ソーシャルスキルトレーニング）の講師派遣の依頼がありましたので、「ぷらっとる一む吹田」の相談員2名を講師として派遣する予定です。また、吹田市立教育センターの相談員との意見交換を7月に実施いたしました。随時開催するケース検討会議ですが、既に構成団体のNPO法人と数回実施しております。

本日、皆様にお配りさせていただいております吹田市子ども・若者支援マップは、今年度新たに作成したものです。今回は二千部印刷・発行し、関係機関や民生・児童委員などの地域で活動されている方々に配布し、子ども・若者総合相談センターのさらなる周知を図ろうと考えております。昨年度の市政モニタリング調査では、「ぷらっとる一む吹田」の認知度は4.8%という残念な結果でしたので、今後より一層周知して行きたいと考えております。また、既に行っているところですが、市内の高等学校や大学などを訪問し、相談機関としての周知に努めております。現在、吹田高校、吹田東高校、北千里高校、山田高校については訪問させていただきまして、今後千里高校や吹田特別支援学校の訪問も予定しております。今後、市内の大学や私立高等学校、吹田市在住のお子さんが多く通っておられる近隣の高等学校、大学へも広報を行ってまいります。全国で54万人、市内で1,700人と推定されるひきこもり者への対策などの他、ニートや不登校、非行等、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を対象として、効果的、安定的な運営を行うことにより、課題を抱えた多くの青少年を、より早期に問題解決へと導くため、28の構成機関との連携の更なる強化により、一人でも多くの当事者の支援、早期発見、早期解決に努めてまいりたいと考えております。最近では、訪問相談（アウトリーチ）が世間で注目されておりますが、こうした支援の強化も行っていきたいと考えております。学校訪問、家庭訪問等、現場に出向くことにさらに力を注ぎ、青少年に寄り添いながら切れ目なく支援できる体制づくりに努めてまいります。また、現在内閣府で主催するアウトリーチ研修に今年度「ぷらっとる一む吹田」の相談員1名を派遣し、先進地域の事例を学び、地域協議会に生かしていこうと考えております。こちらの内閣府の事業は大変充実しております。東京で5日間の合同研修を行い、その後先進市で2週間から3週間現地の職員とアウトリーチをし、

事後研修を東京で 2 日間するというものです。この事業は内閣府の予算で行われるものですので、今後もこうした機会がありましたら派遣してまいりたいと考えております。

以上で、吹田市子ども・若者支援地域協議会の説明とさせていただきます。

(赤尾会長)

ありがとうございました。ただいまの子ども・若者支援地域協議会の内容につきまして、委員の皆様からご質問がありましたらお願いします。

(A委員)

2のところで、三層構造にするということでしたが、一番大事なのはケース検討会議では他の会議でも問題提起はされるのですが、問題に対してこういう風に取り組みましょうというところまでは聞きますが、その後どうなったのかということ聞いたことが一度もなく、実際の実務者の方はアンサーが聞きたいと思うんです。

結果としてうまくいかなかったケースがあったとしても、報告を聞くことで、自分が同じようなケースに当たった時に失敗しなくてよい方法が一つでも見つかるのではないかと、ケース検討の数を並べ立てることよりも一つの事例に対して必ず提示があったら答えを出すという会議体制を持つてもらえることが一番大事なのではないかと思います。

もう一つは、個人情報があるので、どこまで突っ込んだ話ができるのかということです。どこまでスタッフ間で共有するのかを考えて、ペーパーは持ち帰らないというのも一つでしょうし、その辺りの取り決めをきっちり作って、できるだけ多くのスタッフがうまくいったケースを聞いて感化されて帰れば、それだけ仕事に対するモチベーションも変わって、そこを与えていくことがすごく今後大事になっていくのかなと思います。

それが今後は最後に出てきた認知件数が少ないということへのアプローチに関しても、やる気のある職員が増えることが一番手近な広報活動ではないかという気がしています。

(赤尾会長)

今A委員から2点あり、1点目は個別ケース検討会議の後どうなったのかという情報が行き渡っていないという問題、もう1点は会議の持ち方についてということで、私自身も個別ケース検討会議については関心を持って見ております。まず1点目についてご答弁お願いします。

(前田室長)

青少年室長で未来館副館長の前田です。今までのケース検討会議ですが、この協議会が立ち上がって日が浅いので、具体的な件数としてはまだ少ないです。先ほど出た実務者会議では、ケースの状況について報告して返していかなければならないと思っております。その中で、うまくいった場合だけでなく、失敗した例も含めて報告することが望ましい

かなと考えております。この協議会を立ち上げる前に国の方から講師派遣の支援を受けておりまして、スーパーバイズを行いました。実際の相談機関の担当の方に集まっていたいて、国からスーパーバイズの方を派遣していただき、進行する形でケース検討会議をさせていただいたのですが、その中でお互いに厳しい発言になるかもしれないけれど思い切って突っ込んで質問してくださいということをおっしゃっていましたし、二つ目の質問にも共通しますがこの部屋を出たら内容は一切口外しない、当日配られた資料は回収という形で、模範的な進め方をさせていただきました。今おっしゃっていただいたように、成功例だけを報告するのではなく、ケース検討を積み重ねた結果を返すということを考えております。以上です。

(赤尾会長)

他にいかがでしょうか。

28 機関の中に北淀高校と吹田高校が入っていますが、中学校は入っていないのですか。

(杉本所長)

小中学校につきましては教育センターが入って包括しています。

(赤尾会長)

大学については上がっていませんが、そこについては今後どのようになっていくのでしょうか。

(杉本所長)

大学については個別に上がってはいないのですが、今後連携の在り方については検討してまいりたいと思います。

(B委員)

最後のところでアウトリーチが非常に重要だとのことでしたが、是非こういったところを強化されたらよいと思いました。夏休みの中学生の取り扱いについて、自殺関係の事例がありました。それまでいじめで悩んでいるというわけでもなく、些細なきっかけが原因となっていて、前兆があったケースもあるので、その時点で公的な機関に繋がってもらいたいと思います。子ども家庭センターでは青少年育成の関係で問題提起されたら対応していただいておりますが、我々も未然に防げた事案で相談窓口連絡させてもらっていますが、出て行って相談に乗れる体制が取ればとても良いことだと思いました。

(赤尾会長)

非常に貴重な情報をありがとうございました。先ほど中学校については教育センターと

いう話がありましたが、このテーマについて我々が議論していく必要があると思いました。これについて何かありますか。

(杉本所長)

アウトリーチにつきましては難しい面もありますが、今回のアウトリーチの研修で先進地域から学び、支援に生かせるように仕組みづくりをしていきたいと考えております。

(C委員)

今、本当に胸の痛むようなお話を聞かせていただいて、子どもさんに直接相談窓口を周知する手だてをもっと学校や行政で行っていく必要があると思います。親御さんのチェックといってもどうしても本音を出さない部分がありますので、もっと大々的に気軽に窓口に行けるように周知の方法を考えてほしいなと思いました。

(A委員)

アウトリーチの件は本当に良いことだと思いますし、家庭訪問は大事なことだと思います。私自身も民生委員をやっている関係もあって、実際に家庭に訪問してひきこもっている方に会えたケースがあって、ひきこもりやニートの方は本人も負い目に感じている部分があって、こちらは激励のつもりだったり、よかれと思って言ったことでも、一晩悶々と考えてしまって次の日に暴れ出すというケースもあります。ですから、積極的にアプローチした方がよい場合もあるけれども、やりすぎるとそこは行政としてそこまでやるべきなのかなということになる。間口を広く開けて対応することも大事でしょうし、こういうところに相談に行けばいいよという啓発活動も大事なのですが、こちらから何かアプローチしてしまうとそこで何か反動があって誰が責任を取るのかという時に怖いと思うので。今回研修があるということなので、研修を積んだ方が回れることがベストだと思いますが、その裏付けについて検討したうえで家庭訪問をやった方がよいと思うのですが。

(D委員)

相談機関がその子供のことをどこまで把握しているのかわからないので、私たちも含めてそういったことを把握しておくことが大事だと思います。また、学校も子供を紹介する時にはどういった団体なのかきっちり最後まで面倒を見てもらえるのかわかったうえで繋げなければいけないと思いました。それから、先ほどアウトリーチのお話がありましたが、ひきこもっているからなかなか外へ出て行かないのであって、社会に引き出していくことは大事だと思いますし、子供の問題を家庭の問題も含めて見ていき、子供を取り巻く人間関係や親子関係にも着眼する必要があると思いました。親の過度な期待による子供のプレッシャーになってしまっているというところも含めて、相互的に考える必要があると思いますし、地域協議会のケース検討の中で検討してもらえるといいのかなと思いました。

(赤尾会長)

今回、吹田市子ども・若者支援地域協議会について杉本所長からご説明がありましたが、子供・若者支援は地域社会全体で取り組んでいく課題でもあると思います。先ほど社会教育部から地域教育部に名称が変わったというお話をさせていただきましたが、このようにシフトしてきたのは、子供たちの支援、家庭の支援をしていく方向になっているからです。その中で、改めてこの青少年問題協議会でも、個人情報に留意しながら情報をいただきながら考えていく場にしたいと思います。

議題（２）「その他」ですが、委員の皆様より何かご意見ご質問等はございませんか。

【意見・質問なし】

(赤尾会長)

事務局から、他に何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(赤尾会長)

それでは、本日の会議はこれで終了します。皆様、ご苦労様でした。